

○総務省告示第四百三十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

総務大臣 山本 早苗

第二項の表中

79.5GHz

78.0GHzから81.0GHzまで

を

79.0GHz

77.0GHzから81.0GHzまで

に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。